#### ヒアリング調査結果の概要からみた課題

### 当事者

#### 1 活動

- ◇役員、理事長が高齢化しており、続けていくためにどうしたらよいか市と相談したい。(精神当事者)
- ◇高齢化のため、役員の方が苦労をされている。(肢体不自由当事者)
- ◇視覚障がいの高齢化が進んでいる。視覚障がい者の半分は 70 歳以上と言われている。(視 覚障がい当事者)
- ◇個人情報の関係で勧誘ができず、会員が増えていない。会員増強を考えたい。(視覚障が い当事者)
- ◇高齢化しており、若い人が入ってこないのが残念。拡大のために努力している。(聴覚障がい当事者)
- ◇若い会員が増えて親睦を深め、新しい事業に意欲をもやしている。(知的障がい当事者)
- ◇会員(親)の高齢化と活動が特定の人に限られる、障害が多岐に渡るので、同じ目標が 見つけづらい。新規の会員がなかなか増えない。(身体障がい当事者)

### 会員(当事者あるいは親)の高齢化 会員が増えない

#### 2 市の相談事業

- ◇24 時間相談の窓口が市にない。大和病院も21 時まで。(精神当事者)
- ◇相談員は、施設を利用しないと訪問も何もしれくれない。(精神当事者)
- ◇なんでもそうだんやまとを作ったということは知っていたが、そこが相談の窓口になっていることは知らなかった。(肢体不自由当事者)
- ◇悩みはたくさんあるのに何を相談して良いかわからない人は行かない。(肢体不自由当事者)
- ◇なんでもそうだんやまとについて今、始めて知った。PR 不足。自分達の近くにあるとい うのは安心感がある。(肢体不自由当事者)
- ◇いっぱいサービスがあってもどこに何を相談したらいいかわからない。(肢体不自由当事 者)
- ◇視覚障がい者が相談出来る場所として自立支援センターということはあまり知られていない。実際に自立支援センターで視覚の人の相談はない。(視覚障がい当事者)
- ◇サービス利用計画を知らない。サービスはあまり使っていない。(聴覚障がい当事者)
- ◇「なんでもそうだんやまと」「瀬谷養護学校」「巡回相談」「青少年センターの相談室」学校に行かなかったりするので午前中にいけるところの相談室に行く。
- ◇必要な時に相談行けばよいので青年期のモニタリング等 1 年に 2 回来るのはもったいない。(知的障がい当事者)
- ◇モニタリングの後は、事後調査、フォローをしてもらいたい。(知的障がい当事者)
- ◇なんでもそうだん大和は相談しやすく、気軽に電話できるが、出てくれる人が専門性につながってもらえるとよいが、話が切れがちなのが残念。(身体障がい当事者)
- ◇相談支援員の専門分野で窓口に申し出てそれに対応してもらえる支援員を紹介してもら うあるいは専門的に対応して貰えない人ならケースワーカーのように選びたい。(身体障 がい当事者)
- ◇必要なアドバイスを受けられるような相談体制にしてもらいたい。電話だけで、子どもの状況をやりとりするのは伝わらない。(身体障がい当事者)

- ◇成人のひきこもりに対し、相談員が自宅へ訪問してくれるとよい。(アウトリーチ)(自 閉症児者当事者)
- ◇子どもの障害について相談に行った時、臨床心理士が足りないと作業療法士が相談に出てきたり、相談に行ってもピントがずれていたりする。4つある相談センターの特徴があるのなら書いてもらえるとよい。(自閉症児者当事者)

### 「やまとなんでもそうだん」の周知

#### 3 就労・地域生活

#### 3-1) 就労

- ◇見かけ上は障がいとわからない。年配の同僚の理解で長続きする。(精神当事者)
- ◇情報はほぼ 9 割が目から入ってくるものなので、視覚障がい者は情報難民になっている 人が多い。就労も厳しい。(視覚障がい当事者)
- ◇視覚障がい者は、「あんまマッサージ指圧師」「鍼灸師」のふたつの国家試験免許を取得するが、無免許の人が視覚障がい者の天性の仕事を横取りしている。大和市の立場として、国家資格を持っている人を優先してもらいたい。(視覚障がい当事者)
- ◇高齢化で、実際に就労している人も少なくなっているのか、あまり就労相談はない。(視 覚障がい当事者)
- ◇障がいがある子の働ける場、働ける子の環境を整えるジョブコーチを増やしてもらいたい。一般企業で働ける場所を増やしてほしい。(知的障がい当事者)
- ◇作業所の賃金が安い。(知的障がい当事者)
- ◇自立支援センターのカフェふらっとのような実習できる社会経験の場等が増えるとよいと思っているがなかなか難しい。(精神事業者)
- ◇企業の方に見学してもらい、作業を見てもらいできることを把握して貰えると良い。(精神事業者)
- ◇重心施設が「菜の花」しかないので、これから先多くの卒業生がいるので行けるのか不安。重複障がいの人がグループホームに入れない状態が続いているので重複障がいの人も入れるようになると地域移行ができる(身体障がい当事者)

就業機会の創出・育成 ジョブコーチの充実

### 3-2) 地域生活 【住まい】

- ◇グループホームに入るにしても1泊からでも練習させたい。(精神当事者)
- ◇一般のホームに一部聾者のグループ、ユニットみたいなものを作ってほしい。コミュニケーションの時に誤解などがあり、不安があるので聴覚障がいだけだと安心できる。(聴覚障がい当事者)
- ◇GH を作るのはよいが、終の棲家はどうするか。グループホームの後、老人ホームに入る と1割負担になり、1ヶ月2万~3万かかるようになってしまう。高齢になった場合、グ ループホームは日中の体制を取っていないので、日中の通いの場を考えなくてはいけな い。(知的障がい当事者)
- ◇地域で安心して生活できるようにと変わったが、現実は地域で親亡き後安心して生活できない状況なので重く受け止めて考えていただきたい。(身体障がい当事者)
- ◇高機能の人のためのワンルームタイプマンションを是非考えてみて欲しい。(自閉症児・ 者当事者)

### 親亡き後の終の棲家 グループホーム入居者の高齢化対応

#### 【医療】

- ◇医療費の助成について、精神の重度 1 級は大和市でも認められているが、2級の人も認めてほしい。(精神当事者)
- ◇大和市立病院の精神科はベッドもなく先生も一人しかいない。(精神当事者)
- ◇大和市の中に障害者を受け入れる歯科医院を作ってほしい。(身体障がい当事者)

### 医療環境の充実 医療費の助成

#### 【移動】

- ◇公共交通機関や道路や施設についてのバリアフリー化。(肢体不自由当事者)
- ◇駅から公共の施設(特に建設中の文化施設)までのアクセスを音声案内やバリアフリー 化してもらいたい。(視覚障がい当事者)
- ◇信号、踏切などその場にあったものに傾聴して調整し、音の公害を改善してもらいたい。 (肢体不自由当事者)
- ◇大和は電車が3線あるだけでバスはあまり通っていない。こまめにコミュニティーバス の充実が望まれている。(肢体不自由当事者)
- ◇自宅から駅にいくのが大変なので、タクシー券を増やしてもらいたい。(肢体不自由当事者)
- ◇自転車走行のマナーは昔よりよくなったが、時折乱暴な走行を見かける。(肢体不自由当 事者)
- ◇高速道路の半額補助は免許証を持っていないと受けられないし、一種でないともらえない。下肢の人はもらえない。(肢体不自由当事者)
- ◇同行援護は研修会等には利用できるが、経済活動である就労には利用できない。(視覚障がい当事者)
- ◇視覚障がい者が動くにあたり、移動支援の解釈を広く持って検討してもらいたい。(視覚 障がい当事者)
- ◇一般との差別をなくすという意味では、役所の手話通訳は毎日置いていただきたい。他の課に行くとき手話通訳者が一緒に行ってくれるとよい。(聴覚障がい当事者)
- ◇重度の子は自分達で動けない。移動介護を使わなければならない。市が巡回バスなど出してもらえるとよい。(知的障がい当事者)

- ◇移動支援を通学に使いたい。10 時間では足りない。移動支援は使い勝手が悪い。(知的障がい当事者)
- ◇事業所でサービス提供している移動サービス(送迎サービス)の需要が高く利用したくても利用出来ない人の不満がある。送迎車を利用出来ない場合、例えばタクシー券などを使って送迎ができるようにしてもらいたい。(身体障がい当事者)
- ◇ガイドヘルパーさんを利用する時もタクシー券が使えるようにしてもらいたい。(身体障がい当事者)
- ◇すべての公的場所のTVモニターに字幕をつけてほしい。新しく建てる公的施設は聴覚 障害の設備としてエレベーターはガラス張りにしてほしい。(聴覚障がい者当事者)
- ◇東京まで行っても大変なので、鉄道割引の 100 キロ制限をなくしてもらいたい。(肢体不自由当事者)
- ◇障がい者がボランティア活動に参加する時に交通費を半分でも出してもらえる仕組みを 作ってもらいたい。(肢体不自由当事者)

### バリアフリー化促進 移動支援の充実

#### 【居場所・日中支援】

- ◇ショートステイが市にあると、子どもと親が離れるときにとても安心できる。(精神当事者)
- ◇障がい者が集まる場所があると嬉しい。南部地区にはそのような施設がない。(肢体不自由当事者)
- ◇市立病院は、病児保育室ができたり小児科も復活したし救急病棟ができたり充実してきた一環として、短期入所ができるのなら、医療がある短期入所が可能なら魅力がある、病棟の一部の空きベットを使えると良い。在宅のバックアップとして施設が使えない代替えとして活用していただきたい。(身体障がい当事者)

短期入所 障がい者の居場所

#### 【生活支援】

- ◇地域の自治会や小さいイベントでは手話通訳者が付かないので、そういうときにもつけてほしい。(聴覚障がい当事者)
- ◇パソコン、カード、保険の確認、銀行の通訳派遣等、本人確認ができないので代理が窓口に行くのも断られたりする。手話通訳が付いてもだめ。確認に工夫がほしい。(聴覚障がい当事者)
- ◇家でないところ(外の施設の入浴利用など)でもホームヘルパーが利用できるようにしてほしい。(身体障がい当事者)
- ◇チャイルドケアやファミリーサポートの子育て支援のサポートを中学生になっても使えるようにして欲しい。(自閉症児・者当事者)
- ◇手帳がある子もいるが手帳を使わないという子もいるので、サービスが無い方も親として困っている。もう一歩のところで躓いている人の支援をよろしくお願いしたい。(自閉症児・者当事者)
- ◇どんな支援が受けられるのかわかるものがあったら心強い。「選択肢は何があるのか」「大和にどんなサービスがあるのか」というパンフレットがほしい(自閉症児・者当事者)
- ◇手話通訳者の直接指名を認めてほしい。特に緊急時に必要。(聴覚障がい者当事者)
- ◇PT 訓練を医師の元で行い、年齢制限を撤廃してほしい。(身体障がい当事者)

### サービス内容の拡大・充実

#### 3-3) 防災 • 減災

- ◇地震時の情報伝達を視覚聴覚障がい者に適切に流してもらいたい。一人一人の状況に応じた個別の避難計画を作ってもらいたい。(視覚障がい当事者)
- ◇避難所の電子掲示板、火災時のお知らせランプ、非常灯等は聴覚障害者にとって重要である。(聴覚障がい者当事者)
- ◇自閉症の子は体育館への避難は難しい。(自閉症児・者当事者)

### 災害時・避難時の情報提供 福祉避難所

#### 4 自立支援法(総合支援法)施行後の変化

- ◇3 障がい同じになっても精神に対する理解も後押しも薄い。福祉課の後押しと制度の整備をお願いしたい。(精神当事者)
- ◇何もしないで家に閉じこもっている人が多いので、施設を利用していない人はサービス を利用できない。(精神当事者)
- ◇ケアマネがいる人は定期的に話をしているがサービスを受けていないとつながらない。 (肢体不自由当事者)
- ◇サービスはあるが必要を感じないと目や耳がむかない。(肢体不自由当事者)
- ◇移動支援の 10%が個人負担になり、足の装具も1割負担。10%と言えどもけっこう負担が大きい。(肢体不自由当事者)
- ◇法律が変わって、1 割負担になったこと以外、何が変わったのか見えてこない。(肢体不自由当事者)
- ◇介護制度と障がいサービスの関係で、介護制度優先ではあるが、障がいのサービスでないとできないところはそちらを使うとことになっているが周知されていない。(視覚障がい当事者)
- ◇サービスがあることを知っていて利用していないのか知らなくて利用しないのかわから

ない、せっかくいい制度ができても当事者達が拒んでいる。(視覚障がい当事者)

- ◇自己負担が増えた。料金にあった内容のサービスがされているか(サービスの質)が今後は問題になる。(視覚障がい当事者)
- ◇生活介護がひとくくりになってしまったため身体障害者の施設で PT 訓練が受けられなくなってしまい専門的に必要なことが減ってしまった。(身体障がい当事者)

#### サービスを利用していない人への支援

#### 5 発達不安の子どもや障がい児の教育

- ◇幼児期で必要とする日中一時の療育で、「ティーチプログラム」のようなものが必要。(知的障がい当事者)
- ◇普通学級にも子どもの障害を認めていない人がいるので、早期発見は大事という親の意識を育てないといけない。専門家にアドバイスをしてもらいフォローしていくことが必要。親を育てると一緒に子どもも育つ。(知的障がい当事者)
- ◇支援級にいる先生で障害児を扱う教育を受けないで入ってくる人がいる。(知的障がい当事者)
- ◇小学校に入学時、保護者が就学相談をしない子の情報は小学校に伝わらない(自閉症児者当事者)

### 障がいの早期発見 就学前~就学へのスムーズな移行

#### 6 権利擁護

- ◇隠したいという本音的なものがまだまだある。偏見に家族も大きなハードルがある。(精神当事者)
- ◇一般的に精神に対する偏見があるのが事実で雇ったあとのフォローが怖いのもある、若い人のフォローも必要(精神当事者)
- ◇このような人がいて、このような特質があるが働けるという啓蒙を行政としてもらいたい。ちょっと目を向けてくれていると思うだけでも心強い。(精神当事者)
- ◇障がいの姿を積極的に外に見せると地域の方は割と声をかけて受け入れてくれている。 災害時に声かけしてもらえるかと思っている。障がい者が隠さないで出てこられるよう な意識環境になるとよい。(肢体不自由当事者)

精神障がいに対する偏見の克服 当事者の積極的な地域参加

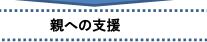
#### 7 地域や行政に対する期待

- ◇今まで福祉課と話し合いの場づくりをしなくてはという要望があったができなかった。 (精神当事者)
- ◇相談の一番の入り口は障がい福祉課なので、縦割り行政ではなくフラットな目線をさげた応対を心がけてもらいたい。(視覚障がい者当事者)
- ◇年1回、このような話しあいの場を設けてほしい。(聴覚障がい者当事者)
- ◇障がい者のセンター的なものを確立してほしい。(身体障がい当事者)
- ◇障がい福祉課に心理の専門家が不在になりフォローが足りていないと感じる。(自閉症児者当事者)
- ◇学齢期の子が多い中、学校における教育と福祉の連携、子ども部と健康福祉部と教育委員会の連携に問題がある。(自閉症児者当事者)
- ◇診断を受けていない、受けても何もしていない親に対しての情報発信が少ない。(自閉症 児者当事者)

### 関係機関の連携促進 障がい福祉の充実

#### 8 その他障がい者福祉及び施策等について

- ◇精神障がいの本人は人付き合いができない。それを支えているのは親であり、親への支援をお願いしたい。(精神当事者)
- ◇当事者と家族との食い違いもあり、目指すところが微妙にずれていたりするので一緒に 活動するには色々問題がある。(肢体不自由当事者)



#### 支援者

#### 1 活動

- ◇自立支援協議会自身がどのくらい市民、事業所、法人に周知されているか。うまく使っていただけるようなセールスも必要。(児童部会)
- ◇施設や事業所、機関の担当者と顔が見え、地域の精神障がい者の情報共有ができ、課題 も共有できる。担当者がわかるし連携がとりやすいので、課題解決のために病院や色々 な立場からの多面的な解決方策が考えられる。問題点としては、緊急性の課題は一事業 所でやらざるを得ないことが多く、緊急性の場合も連携が可能だとよい。(精神障がい者 部会)
- ◇自立支援協議会の下部組織として協働事業が進められているがどう広げていくかが今後の課題。(身体障がい者部会)
- ◇精神の場合の出席率は 5 割程度なので、登録は実際の倍必要。就労に結びつければ人員 が減ることになるというジレンマを抱えている。(精神事業所)

### 自立支援協議会の周知促進 関係機関の連携強化

#### 2 市の相談事業

- ◇5,6歳くらいから学齢期、ライフステージごとに家庭の様子も分ってくるので、携わっていけるのがよい。(児童部会)
- ◇より安心感につながるような自分たちのスキルアップが欠かせないというのが今後の課題。(児童部会)
- ◇学校も親も今後の見通しが持てなくて相談にくる。福祉でやっていくか、一般でやっていく可能性もあるのか、そういう見極めや、具体的な選択肢をどう提供していくかという形が提示できない。(児童部会)
- ◇初めてあった生徒で情報がないところからどう積みあげるかが課題。(児童部会)
- ◇児童の時の療育は大事だと、大人になってからの状況を考えると実感する。(児童部会)
- ◇仕事量に比べて収入が少ないのでやればやるほど赤字になることが課題。価が上がれば解消されるので報酬体系の再考を要望。今の報酬単価で臨床心理士や看護師の人員配置は難しい。(事業所)
- ◇自分達は精神しか知らないが相談員として精神以外も受けているので色々な対応を求め られている。(精神障がい者部会)
- ◇相談事業にあたる人自身が支援しなくてはという負担感が見られる。生活の面でも金銭の相談を受けたり、病院に連れて行ったり、それぞれ事務所で支援を厚くしているので、その部分の役割分担などを考えた方がよい。(精神障がい者部会)
- ◇サービス利用計画が入ってきて新しく出会える人が出てきた。このサービスが入ったために同行、訪問の頻度が少なくなるなど、今までやれていたなったことを削らなくてはいけないこともある。(精神障がい者部会)
- ◇精神の場合家族との関わりが難しく、ひとりぼっちの方が多い印象がある。家族と縁が切れていて本人と相談するしかないケースが多々ある。家族が障害に理解がないケースも多く、相談して来られる能動的なことは期待できず行き届かないことが多い。(精神障がい者部会)
- ◇病気がある場合、病院の方との連携、デイケアを利用していたり訪問看護を利用している場合も多くそことの連携が必要。(精神障がい者部会)
- ◇個別での対応が必要なので、事業所や職員のスキルをどう上げていくかが課題。(精神障がい者部会)
- ◇相談するにあたり、相談支援員なのかワーカー (障害福祉課のワーカー) なのか役割分 担がはっきりしない。(身体障がい者部会)
- ◇相談支援は計画相談から入って相談に繋がるがどこまで継続してやっていくかが課題。

現状は、ケアマネと同じような役割を求められている。(身体障がい者部会)

- ◇一般相談なのか計画相談なのかわからない時がある。サービスに結びつかない相談もあるので明確になった方がよい。(身体障がい者部会)
- ◇相談支援事業所ができたことでその方の相談先が増えたしトータルの計画が立てられ実際に家までいって家族にも見て貰える。(精神事業所)

### ライフステージを通じた相談支援体制の確立 相談支援員のスキルアップ

#### 3-1) 進路選択・就労

- ◇進路担当が、養護学校などであればきちんと出来上がっているが、サポート校だとそういう関係もないし、地域の事も知らないし、サポート校自体のサポートが確立されていない。(児童部会)
- ◇発達障害の子とか、今までの就労相談ルートではないサポート校や、普通学級に通って いた中での相談など今まで対応できていなかったケースへの就労支援という課題がある。 (児童部会)
- ◇施設ありき、生活介護ありきで、就労の説明は最後にちょっとあるだけで最初から生活 介護をどのように受けていくかという話になっている。(自立生活支援部会)
- ◇就労先の雇用者より周りの人達の意識が問題。組織の上司に理解してもらって務めていたのに、その人が転勤するといられなくなるケースもあり、色々難しい。(自立生活支援部会)
- ◇知的障がいの就職先は掃除が多い。(GH 事業者)
- ◇障害者の法定雇用は身体や肢体などが多く、知的や精神はまだまだ難しい。(GH 事業者)
- ◇自立支援センターとハローワークが連携をやっているがもう少し強化できないか。ジョ ブコーチ的なことの強化してもらいたい。(GH 事業者)
- ◇福祉工場など、A型みたいなものを市内に増やす必要がある。施設らしくなく、企業と連携できるものを作っていきたい。(事業者)
- ◇就労Bはもっと仕事をきちんと受け止めていけないだろうか。給料も2万、3万出せれば 年金と工賃で少しは生活ができる。5万円ぐらいもらわないと無理かもしれない。それで も生活保護に比べたら低い。(事業者)
- ◇就労 B は就労移行なので難しく、生活介護か就労移行しか選択肢がないので今後は生活 介護の比率が多くなる。(事業者)
- ◇就労支援の事業所は多様性があって、仕事の内容も選べるのは何よりだが、そこにいかれず家にいるしかない人の問題は大きい。一人暮らしをしている方は環境を整えられない。(精神障がい者部会)
- ◇視覚や聴覚障害に特化した就労の継続支援がなかなかない。(身体障がい者部会)

### 福祉的就労の創出 生活介護-就労移行-就労支援の弾力的運用

## 3-2)地域生活

#### 【住まい】

- ◇グループホームが出来てはきているが重複障害、身体障害もある場合、ホームヘルパーが入れられるようになったが、ヘルパーの時間も20時間という限度があるし、単価が少し低くなる。(自立支援生活部会)
- ◇重複障害の人で介護が必要な人は、グループホームは厳しい。(自立支援生活部会)
- ◇グループホームに昭和の時代から入っていて 70 歳を越えている人が何人かおり、グループホームの設計が知的の方等、日中はどこかに行くという設計がされているので、高齢

- の介護のサービスも使っているが週何回はグループホームが対応せざるを得ない状況に ある。(自立支援生活部会)
- ◇グループホームから出なくてはいけなくなった時入所施設かどこに行けばよいのか困るので、グループホームにいられる仕組みがあればよい。ホームヘルパーの部分を充実して日中・夜間も含めての介護の部分があれば、家があるので生活できる。(自立支援生活部会)
- ◇グループホームを新しく作る時、出来れば重複障害が優先されるような制度ができると ありがたい。(自立支援生活部会)
- ◇65 歳過ぎたのでいよいよ GH を出ると言われている人がいるが、GH で日中見られないかと考えている。グループホームの 9 時半から 3 時半までの無人になってしまうところの援助をしてもらえれば住み慣れたグループホームで余生を送ってもらえる。世話人さんが一人でも残っていれば大丈夫(GH事業者)
- ◇親子高齢化により入所施設を考えている人もいるが、新たな入所施設はできないのでグループホームの希望が増加している。重度の方のケアのため、職員の配置が増えてしまう。(事業者)
- ◇若いお母さん方からはグループホーム体験の希望がある。ある程度の年齢で親元を離れることを考えている。今の20歳代の方の感覚。(事業者)
- ◇グループホームがすぐに出来ないことを考えると、レスパイトのためにも短期入所の優 先順位が高い。(事業者)
- ◇年をとってもグループホームにいられるのかしらという心配はあるが、グループホームに入所できればひと安心だろう。グループホームで年をとった後の問題は、事業者側の問題である。(事業者)
- ◇親御さんが高齢化したときのために、グループホームのあらたな建築も新たな視野にいれている。(事業者)
- ◇グループホームは日中、土日は誰もいない。重度化してくると土日の支援も必要。高齢 化によりこれからは土日の支援が必要になる。(事業者)
- ◇原則 65 歳を越えると介護保険に入るので、介護保険のデイサービスとなる。障害者には 特性はあるが、割とつきあいやすい人は認知症の重度に比べるとやりやすい。ユニット 型で暮らせる配慮をすれば、お互いの高齢者施設の人の交流をして連携すればお互い助 け合えるが、結果的に制度の壁が高い。短期入所でも空いていれば高齢者が入れるよう になるとよい。(事業者)
- ◇地域生活を考えたとき、グループホームが少ない。(精神障がい者部会)
- ◇親御さんが高齢になられて片親になった方もいて、この先どうなるのか、グループホームを提案してよいものかどうか迷ったりしている。(精神障がい者部会)
- ◇親御さんが望んでいることは親亡き後のシステムを作ってもらうこと。グループホーム の設置推進は生活介護とセットとしたい。(事業者)
- ◇軽度の人のグループホームでなく、重度の人が入れるグループホームが必要。(事業者)

### 親亡き後の終の棲家 グループホームの充実(年齢・障がい特性に合わせた) 短期入所施設の充実

#### 【居場所・日中支援】

- ◇放課後デイサービスの事業者がたくさんできているが、それをどう利用していくかというところでは、ケアマネジメント的に相談事業所が入って下さることが大事になる。(児童部会)
- ◇放課後デイにはいろんなパターンが出てきており、その内容は、相談員もどういう事業 所でどんなことをしてくれるかがわからない。(児童部会)
- ◇就労している親が放課後等デイサービスを使いたいという相談がある。放課後等デイサービスの意味合いは、就労のために使うという線引きがはっきりしていない。(児童部会)

- ◇放課後デイはもっとレベルアップすることが先決。新しいところを作るというより今あるものをよりよいものにしていく、より良いサービスを提供するという方向をまず出すべき。(児童部会)
- ◇大和市内に児童の受け入れする短期入所施設があるとよい。(児童部会)
- ◇日中活動の場として大和については進路先として中度から重度の場が少ないのではないか。(児童部会)
- ◇高次脳機能障害としては市内に居場所となる施設や就労移行施設がない。(児童部会)
- ◇通所デイサービスは北部に偏っているが、身体障がい者系のデイサービスが北部にはない。(自立支援生活部会)
- ◇近くに行きたいけど近くは定員オーバーなので、送迎がある遠いところとなる。(自立支援生活部会)

### 短期入所・サービスの充実 放課後デイサービスの充実

#### 【移動支援】

- ◇移動支援を通学に使う人が多い。移動支援は余暇支援がメインで、通学では事情がない限り無理だが、それだけ意見が出て使っている人が多いというのは、それだけ学校への送迎が親の負担になっているということ。その親の負担感を無視はできない。特に養護学校に行かせている親の負担感が大きいので、よい軽減策が出てくれば親は助かるはずだ。(児童部会)
- ◇移動支援は車を使ってはいけない等制約があるが、肢体は特に車が使えないと大変であり、移動支援に車が利用できるようにしてもらいたい。(自立支援生活部会)
- ◇高齢に伴い送迎が課題、親御さんの体調が悪いとこられない、親御さんのレスパトイの ための送迎が必要。(事業者)
- ◇「移動支援」は居宅の日常介護に比べて報酬単価が低いが必要不可欠。(身体障がい者部 会)
- ◇男性の移動支援の要望が多いが、現実には男性のヘルパーは少なくて、なかなか対応出来ない、若い男性の障害者は怖いというようなイメージを改善するような啓発を考え行政の方でも PR してもらえるとよい。(身体障がい者部会)

### 移動支援サービスの拡大・充実

#### 【親の高齢化への対応】

- ◇相談支援を実施している中でも親御さんが高齢化してという話が多く次の計画ではこう いったものをメインテーマにしていかなくてはならない。(自立支援生活部会)
- ◇後見人を付けようとしたときにお母様が倒れられたので、意思決定が必要な時のために 早めに進めないといけない。(自立支援生活部会)
- ◇在宅生活をする場合、親亡き後のことも含めて量的にヘルパーの支給決定の取得の仕方だけでは足りない、ヘルパーが出来ない支援といったものがある。(自立支援生活部会)

親亡き後に向けたサービス取得

#### 【医療】

◇精神の中で発達障害の方に対して医療の見立てについて、発達障害だとこちらが思っても、きちんと見立ててもらえる医療機関が少ない。難しい診断なのだろうけど医師会との連携などできるものなのかが課題。(精神障がい者部会)

#### 【生活支援】

- ◇障害も高齢も関係無く必要な時にホームヘルパーが派遣できる事業所があるとよい。(自立支援生活部会)
- ◇住む場所を借りる時の保証人の問題や手術の同意書は家族が必要なため、精神の人に多いのだが家族と連絡がとれずに相談員が困ってしまうケースがある。(自立支援生活部会)
- ◇金銭管理が難しい方が知的の人にいるが安心センターがよくやってくれている。そこに もたどりつけない人、そこも信用出来ない人などが課題。(精神障がい者部会)

#### 3-4) 防災・減災

- ◇大和市では岩盤は強く津波はないが、火事が怖い。地域の自治会との協力体制をどう作っていくか。(事業者)
- ◇大震災で 7 割の方が家具転倒でなくなっている事実からも家具転倒防止を身障部会だけでなく高齢の方も含めて広くやっていくべき。「家具転倒防止」「チェックリスト作成」「避難所運営委員会の参画」の3つのテーマに取り組んでいる。(身体障がい者部会)

#### 地域との協力体制の確立

#### 4 自立支援法(総合支援法)施行後の変化

- ◇責任者を置くというところでの職員配置の難しさ、法人なので移動があると抜けてしま うと補充が難しい、確保が大変になった。(児童部会)
- ◇相談支援に係るところで障害の認定が細かくなっているので手帳の取得の相談支援でも むずかしくなった。(身体障がい者部会)
- ◇事務仕事が増えた。報酬請求は利用者が何人来ての世界なので、欠席されるとお金にならないことが精神の事業所としての悩み。(精神事業所)
- ◇精神は就労継続から就労になったり、就労移行で一般就労になってしまうと喜んでよいはずだが、週 5 来ている人がいきなりいなくなってしまうと運営が大変。就労継続事業が課題。(精神事業者)

#### 5 他団体・他機関との連携

- ◇関係団体同士でここならうちができるとか、どうしてもできないものは市にお願いしようかとか、考えていこうと思う。そういう視点を皆が共有しないと、要望団体になってしまう。要望団体になってはいけない。(事業者)
- ◇本人が通っている医療機関とは連携はない。(精神事業所)

### 関係機関・団体の連携強化

#### 6 発達不安の子どもや障がい児の教育

- ◇放課後デイの療育関係はほとんどいっぱいで、複数通っている人もいる。今後の方向については1つ2つの事業所と丁寧に長くつさきあっていくという視点でいく方向性があってもよい。(児童部会)
- ◇保育所等訪問は報酬単価が低いが、ニーズとしては多いのでやらざるを得ない状況。(児 童部会)
- ◇特別支援学校を幼稚園や保育園に教えに行かせる仕組みがない。(児童部会)
- ◇学齢になっても福祉的な配慮が必要で療育的な支援を望まれている方に対して、放課後 デイサービスをやっていてニーズも高い。児童発達支援事業に力をいれる必要があると 思う。(事業者)
- ◇義務教育の通学支援の要望が多くあり、その解決のために今後は支援級の先生との連携からニーズ把握などを強化していきたい。(身体障がい者部会)

### 未就学時から就学時への一貫性 早期発見・早期対応

#### 7 権利擁護

- ◇行政には、障害者福祉の啓発をやってもらいたい。特に小学校・中学校の若い世代、向 けに学校でやるのがよい。(事業者)
- ◇視覚障害の方と盲導犬を連れてレストランに食事に行ったとき、お店の方の理解がなく トラブルになった話があったので実際にお店の方と話をした。どちらかというと感情的 ないざこざを整理し、店の人にも盲導犬の正しい知識を得てもらったことがある。(身体 障がい者部会)
- ◇災害のことについても就労についても、個人により差があるので全体で考えるのは難しい。だからこそ当事者が自分で発信して課題も出していかないと難しいと感じる。災害時には助けてと思っているだけでなく参加・発信の意識を皆に持ってもらいたい。(身体障がい者部会)

若い世代からの障がい理解教育の徹底 当事者からの情報発信

#### 8 地域や行政に対する期待

- ◇災害関連は福祉総務課が扱い、防災計画は危機管理課だがもっと障害福祉課が関わっていかないといけない。健康福祉総務課と危機管理課、障害福祉課が身体障害者災害対策での連携が必要。(身体障がい者部会)
- ◇ボランティアさんはボランティアセンターに 300 人程度の登録はあるが後期高齢者の方が多く毎日の活動は体力的にも責任的にも難しい。そのため、この状況を市民に周知しガイドヘルパーの養成に力を入れるしか方法が見つからない。(身体障がい者部会)

庁内部局の連携強化

#### 教育・療育

#### 1 活動

- ◇子どもの支援のニーズの多様化 (幅広い) に対する受け入れる側の教員の体制に課題。(教育委員会)
- ◇教員の体制が十分ではないが、不足分を地域連携室(養護学校)の協力で補っている。(教育委員会)
- ◇障がい適用が無く入園した子の見極めと保護者の需要を集団保育にどう対応していくか 苦慮している。(保育園)
- ◇障害を発見しようというのではなく、いかに集団に適合して生きていけるかが私達の接し方。(保育園)
- ◇この 5~6 年は地域連携を意識した取組をしている。事業所の出入りも増えてきていて、 実際に送迎で足を運ばれ先生方はひとりひとりを身近に感じている。親もサービスを使 うようになっているので連携をする必要性も迫られている。(養護学校)
- ◇障害理解を地域の方に図っていく上でも交流フェスティバルをやることで、今まで養護学校に入ったことも無い人にも足を運んでいただいている。(養護学校)
- ◇「学校の子が係わる地域に出向く」ということを熱心にやっている。(養護学校)
- ◇学校の規模が大きく職員数が多すぎる中でコミュニケーションがとりにくい。(養護学校)

### 地域連携の一層の強化

#### 2 市の相談事業

- ◇保護者の認知度は低い、相談業務を請け負うところが距離近いところにあるとよい。(教育委員会)
- ◇私達も心理士と話をするが、私達は保育、心理士は療育なので、心理士の先生が言う方 が親はよく聞く。専門の人からの話は受け入れやすい。(保育園)
- ◇なんでもそうだんやまとや複数の相談事業があるので児童の計画相談も積極的に進められているので心強い。(養護学校)
- ◇サービスが増えているのでケアマネ的なことが重要。(養護学校)
- ◇事業所に飛び込んで動ける親はサービスが受けられ充実しているが、そうでない場合に 必要な人がちゃんとサービスを受けられているのか心配。(養護学校)
- ◇大和市は横浜に比べたら資源が少ないがその分人が頑張っていると感じている。(養護学校)

#### 相談支援機能の充実と PR

#### 3 進路選択・就労

- ◇試行期間をつくって、親、学校の先生や医療、療育機関と連携をとって進めている。(教育委員会)
- ◇親の理解不足、障がいに対する偏見、特殊学級・特殊学校のイメージが残っている。(教育委員会)
- ◇ある程度継続的に関わりがないと親御さんも安心できない。(保育園)
- ◇進路担当をしているが、相談機関とケースワーカーさんを中心に、生活支援・就労支援 面で学校と連携をとってくれていて動きやすい。(養護学校)
- ◇卒業後の進路は、比較的重度障害者であるため生活介護の事業所希望が多いが、大和市 は定員がいっぱい。(養護学校)
- ◇将来的にグループホームとなったときに受け入れ場も少ないので増やしてもらいたい。

(養護学校)

### 親教育 学校卒業後の受け皿整備

#### 4 自立支援法(総合支援法)施行後の変化

- ◇事業者による学校への送迎サービスで事業者の顔が見えるようになった。(教育委員会)
- ◇保育所訪問事業(巡回指導)が、どこでPRされているのかと保護者の方から言われたりする。(保育園)
- ◇子どものことが切り離されてしまっているようで心配。障がい児が障がい者と切り離されてしまっているように感じる。(保育園)

### 教育機関とサービス事業所の連携

#### 5 他団体・他機関との連携

- ◇医療関係、保育家庭課(市)、養護学校の連携支援室との連携は強くなっている。(教育 委員会)
- ◇保護者と一緒に行くときはあるが園と病院の関係はあまりない。(保育園)

# 医療機関との連携強化

#### 6 発達不安の子どもや障がい児の教育

- ◇特別支援級が重度化している。(保育園)
- ◇障がいやグレーの子どもが年々増えていると思う。保護者に言葉を選びながらいかにわ かってもらえるように伝えるかが難しい。(保育園)
- ◇大和は南北で地域差がある。(保育園)
- ◇小さい頃から適切な対応が必要。(保育園)
- ◇保育園では「遊ぼう会」など一般の人も相談しに来られるように場を設けている。(保育園)
- ◇全般的に福祉サービスへのニーズは高くなっている。(養護学校)
- ◇療育的な点やこのようなことができるようになってほしいという意識が高くなっている。 (養護学校)
- ◇特殊学校や養護学校には行かせたくないという風潮が以前はあったが、昨今は自分の子にあった学校に入れたいと積極的に希望される。(養護学校)
- ◇地域での生活、家庭での生活があってその一部での学校の生活だと思っているので、家庭での支援が必要だなという意識も向けるようになった。(養護学校)
- ◇学校の機能としてセンター機能があるので地域の小中学校が力を付けていただきたい、特に大和市では、知的に高いお子さんも入るし特別支援では物足りないような中度の子もいる。知的には高いが自閉的傾向で集団に入れないような難しい重度の子が増えており、相談も増えている。市と連携を取りながら対応している。(養護学校)
- ◇重度の子で小さいころから福祉につながっている子は繋がりやすいが、小中と地域の学校に通っていたグレーな子をどう把握していくかが課題でそのような子達の支援が少なく受け入れ先が少ない。(養護学校)
- ◇地域で不登校になった子の居場所はない。フリースペースで活動している場があったら 行きやすいかもしれないが資源は少ない。(養護学校)

- ◇家庭から離れる必要があるかという子に短期入所のようなものがあるとよい。緊急時、 長期的にショートステイができるところがあるというのはとても大事。(養護学校)
- ◇通学困難な方がなかなかサービスを使えないでいる、通学・通所の支援が課題。(養護学校)
- ◇保育所等訪問も進んできつつあるが、サービスが1か所しかないのでもっと増やして小学校・中学校にも入っていけるシステムがあると良い。(養護学校)
- ◇特別支援学校の巡回支援相談も10年かけてやってきて「一緒に考えましょう」という体制が出来てきた。就学前のことをよく知っていることは参考になる(養護学校)
- ◇保育園、幼稚園と学校の連携は、引継ぎ後も数ヶ月間は情報交換ができるとよい。(教育委員会)
- ◇保育園と小学校の連携について、保護者の方からすると、情報は小学校に入っているはずだと思っているらしく、学校にいくと伝わっていないことに戸惑っている感じがあるが、基本は保護者からの発信でないと動けない。(保育園)
- ◇保育要録というのがあり、必ず学校に引き継いでいる。人間関係やどういうお子さんか の情報は全員分学校に送られている。(保育園)
- ◇近隣の市の保育園との連携は垣根が高い。市を越しては制度も違うのでまったくない。 (保育園)

### 小さい頃からの適切な対応 未就学時から就学時の一貫性

#### 7 権利擁護

- ◇偏見、差別が残っており、相互理解の周知が必要(教育委員会)
- ◇年少期の教育(統合教育)が重要(教育委員会)
- ◇次の 5 年は、基本的に障害者権利条約に伴う動きをどう反映していくかがかなり大きな問題。(養護学校)
- ◇障害者差別解消法、2016 年度施行となると全ての学校において合理的配慮をしないといけない。場合によっては28年度以降、学校で障害者差別の法的配慮をしていないと法に触れる行為になる。(養護学校)

年少期の障がい理解教育合意的配慮に向けた対応

#### 8 地域や行政に対する期待

- ◇学齢期の相談部署(指導室と青少年相談室)の一本化。(教育委員会)
- ◇18 歳の境があるので、教育委員会と保育家庭課など行政の中での連携をより図ってもらいたい。(養護学校)

庁内部局の連携強化